

名誉顧問に関する内規

(目的)

第1条 この内規は、一般社団法人埼玉県環境計量協議会（以下「埼環協」という。）における名誉顧問の称号の授与に関する事項を定める。

(資格)

第2条 埼環協は、次の各号の一つに該当する者に、名誉顧問の称号を授与することができる。

- (1) 埼環協の運営に係る理事や委員会の委員等として、指導及び助言を行い、顕著な貢献があった者
- (2) その他前号と同等以上の貢献があり、会長が特に顕彰することが必要と認める者

(推薦)

第3条 前条各号の一に該当すると認められる者がいるときは、理事はこれを候補者として会長に推薦することができる。

(手続き)

第4条 名誉顧問の推薦には特に様式を定めない。名誉顧問は理事会などで会長が称号を授与する。

(その他)

第5条 この内規の運用に関し、例外事項が生じた場合は、その都度、会長、副会長、事務局で協議し決定する。

- 2 この内規の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

- 1 この規程は、2021年5月17日から施行する。

※参考

埼環協の定款には、次の規定がある。

(3) 名誉会員

本会に貢献があった者又は環境測定に関し高度の学識経験を有する者であって、理事会の推薦、承認を得た者